

# 令和2年度「旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援」事業 仕様書

## 1 事業の趣旨・目的

近年、ホテルや簡易宿所が増加する中、旅館の利用促進を図るためには、観光客が宿泊施設を予約する段階で旅館の魅力をPRすることが効果的である。

そこで、年々利用が増加している宿泊予約サイトに京都らしい和のしつらえ、京料理、文化体験、庭、女将によるおもてなしなど旅館の魅力を紹介するページを掲載し、京都らしい旅館ならではの奥深い魅力を伝えることで旅館の利用促進を図る。

## 2 業務期間

契約締結日から令和3年1月31日まで

## 3 委託（予定）業務内容

対象の業務期間に、以下の業務を実施すること。

- ・実施内容：京都市内の旅館等の宿泊施設の魅力を、自社宿泊予約サイト上で表現し、宿泊を促す企画にすること。また必要に応じて効果的な誘導を用意すること。
- ・対象市場：日本国内
- ・実施時期：業務期間内に最低一ヶ月以上の露出の機会を作ること。  
また実施時期以降もアーカイブ化するなど、閲覧できる環境を用意すること。
- ・備考：自社宿泊予約サイトで網羅されていない施設に対しても何らか紹介する手段を用意すること。

## 4 実績報告等

- (1) 受託者は、業務が終了したときは、事業実施に係る取組の経過や成果等を実績報告書等として2部作成し、事業完了後、令和3年3月31日までに提出すること。
- (2) 委託者は、実績報告を受けた場合は、その書類の内容を審査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者の事業場へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

## 5 予定価格

2,000,000円

※金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

※上記金額には、委託業務の内容に実施に係る全ての費用を含む。

## 6 その他

### (1) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、当協会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。なお、損害賠償は委託契約書委託料の対価の総額を上限とする。

(2) 著作権・肖像権の取扱

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務における著作権および肖像権については、受託者によって適正に処理をすること。

(3) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、当協会と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、当協会の指示するところによるものとする。